

○大津市準用河川管理規則

昭和 62 年 3 月 16 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)第 100 条第 1 項の規定に基づき市長が指定した河川(以下「準用河川」という。)の管理について、法、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号。以下「政令」という。)、河川法施行規則(昭和 40 年建設省令第 7 号)及び大津市準用河川占用料条例(平成 12 年条例第 10 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(河川の台帳の保管)

第 2 条 準用河川に係る法第 12 条に規定する河川の台帳は、建設部河川課において保管するものとする。

(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認申請書)

第 3 条 準用河川に係る政令第 11 条に規定する承認申請書は、様式第 1 号によるものとする。

(申請書等の部数)

第 4 条 準用河川について、別表の左欄に掲げる申請書、届出書等を市長に提出する場合においては、それぞれ同表の右欄に掲げる部数を提出しなければならない。

2 準用河川について、法第 17 条の協議書、法第 20 条の承認の申請書、法第 23 条及び第 24 条から第 27 条まで、法第 55 条第 1 項並びに法第 57 条第 1 項の許可の申請書並びに法第 23 条の 2 の登録の申請書を提出する場合においては、権利関係者の同意書(同意を得ることができない場合にあっては、その理由書)その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(許可等の期間等)

第 5 条 準用河川に係る法第 23 条及び法第 24 条の許可並びに法第 23 条の 2 の登録(以下「許可等」という。)の期間は、10 年以内とする。

2 前項の許可等の期間が満了した場合において引き続き許可等を受けようとする者は、許可等の期間が 6 月未満のものにあっては許可等の期間満了の日の 1 月前、その他のものにあっては 2 月前までに、許可等の申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書を提出する場合においては、許可書又は登録書の写し及び許可等の内容を記載した調書を添付しなければならない。

(承認等を受けた者の義務)

第 6 条 準用河川について法第 20 条の承認、法第 23 条及び第 24 条から第 27 条までの許可並びに法第 23 条の 2 の登録(以下「承認等」という。)を受けた者は、当該承認

等に係る期間中、当該承認等に係る区域内の見やすい場所に様式第 2 号による標識を設置しておかなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(流水占用料等還付申請書)

第 7 条 条例第 4 条ただし書の規定による流水占用料等の還付の申請は、流水占用料等還付申請書(様式第 3 号)を市長に提出して行うものとする。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、準用河川の管理について必要な事項は、その都度市長が定める。

付 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成元年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市準用河川管理規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の承認等に係る流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)について適用し、施行日前の許可に係る流水占用料等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に平成元年度以降にわたる期間について河川法第 23 条、第 24 条又は第 25 条までの許可をした場合において、第 7 条第 2 項ただし書の規定により同年度以降の流水占用料等を施行日以後に徴収するときの流水占用料等については、新規則の規定を適用する。

附 則(平成 9 年 3 月 24 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市準用河川管理規則(以下「新規則」という。)別表第 2、別表第 3 及び別表第 5 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可に係る流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)について適用し、施行日前の許可に係る流水占用料等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に平成 9 年度以降にわたる期間について河川法第 23 条、第 24 条又は第 25 条までの許可をした場合において、第 7 条第 2 項ただし書の規定により同年度以降の流水占用料等を施行日以後に徴収するときの流水占用料等については、新規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 5 の規定を適用する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 55 号)抄

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日規則第 10 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第 2 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設される標識について適用し、施行日前に設置された標識については、なお従前の例による。

別表(第 4 条関係)

法第 17 条の協議書		2 部
法第 20 条の河川管理者以外の者の施行する工事等の承認の申請書		2 部
法第 22 条第 3 項の損失の補償の請求書		2 部
法第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 29 条の許可の申請書	県知事の認可を要するもの	4 部
	その他のもの	2 部
法第 23 条の 2 の登録の申請書		2 部
法第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 55 条第 1 項及び第 57 条第 1 項の許可の申請書		2 部
法第 30 条第 1 項の完成検査の申請書		2 部
法第 30 条第 2 項の承認の申請書		2 部
法第 31 条第 1 項及び第 50 条第 2 項の届出書		2 部
法第 33 条第 3 項(法第 55 条第 2 項及び第 57 条第 3 項において準用する場合を含む。)の届出書		2 部
法第 34 条第 1 項の承認の申請書	県知事の認可を要するもの	4 部
	その他のもの	2 部
法第 47 条第 1 項の承認の申請書		2 部
法第 39 条の意見の申出書		2 部
その他の申請書等		2 部

様式第 1 号(第 3 条関係)

河川法第 20 条に基づく河川工事等の施行承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

申請者 氏名

印

(電話番号

)

河川法第 20 条の規定により、準用河川について次のとおり河川工事又は河川の維持を行いたいのので、その承認を申請します。

準用河川の名称	
工事等の目的	
場所	
工事の概要	
工事の実施方法	直営・請負(業者名)
工期	

添付書類

- 1 位置図(縮尺 2,500 分の 1～10,000 分の 1)
- 2 実測平面図(縮尺 250 分の 1～500 分の 1)
- 3 縦横断面(縮尺 100 分の 1 程度)
- 4 施設構造図(縮尺 100 分の 1 程度)
- 5 求積図(縮尺 250 分の 1～500 分の 1)
- 6 同意書
- 7 官民地境界確定協議書(写)
- 8 その他必要な書類

(注) 1 申請者の氏名の欄は、申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者の氏名の欄は、本人が署名する場合は、押印を省略することができる。

様式第 2 号(第 6 条関係)

30cm	
河川法承認等済証 1 承認等を受けた者の住所及び氏名 2 承認等の年月日及び承認等番号 3 目的及び面積	40cm

4 承認等期間	
---------	--

- (注) 1 標識は、木製又は鉄製の白地とし、文字は黒字とする。
- 2 電柱その他これにより難いものは、大きさを縮めることができる。

様式第 3 号(第 7 条関係)

流水占用料等還付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住所
申請者 氏名 印
(電話番号)

大津市準用河川占用料条例第 4 条ただし書の規定により、次のとおり流水占用料等の還付を申請します。

準用河川の名称	
許可等年月日及び許可等番号	
許可等の期間	
許可等の内容	
流水占用料等の還付を申請する理由	
その他	

- (注) 1 申請者の氏名の欄は、申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名の欄は、本人が署名する場合は、押印を省略することができる。